# 申請等手数料一覧(4)

(札幌市証明等手数料条例 別表)

作成: 令和4年12月13日

# 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

## (1)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第34条第1項) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法第41条第1項)

(ア)戸建住宅、長屋にかかる計画認定、共同住宅にかかる計画認定の住戸部分

(1111)

						(11)
		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定			建築物の	
ウェキの人をレバック		標準記	†算法	誘導仕	様基準	エネルギー
	床面積の合計(㎡)	性能評価 機関の 審査あり	性能評価 機関の 審査なし	性能評価 機関の 審査あり	性能評価 機関の 審査なし	消費性能に 係る認定
戸	200 以下	4,600	33,000	4,600	17,000	4,600
建	200 超え	4,600	37,000	4,600	19,000	4,600
長屋	300 以下	9,200	67,000	9,200	33,000	9,200
· 共	300 超え 2,000 以下	19,000	113,000	19,000	57,000	19,000
同	2,000 " 5,000 "	44,000	192,000	44,000	103,000	44,000
住宅	5,000 超え	78,000	276,000	78,000	155,000	78,000

#### (イ)共同住宅にかかる計画認定の共用部分

(円)

	建築物エネルギー消費	性能向上計画の認定	建築物の エネルギー 消費性能に 係る認定	
床面積の合計(㎡)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし		
300 以下	9,200	107,000	9,200	
300 超え 2,000以下	26,000	177,000	26,000	
2,000 " 5,000 "	78,000	275,000	78,000	
5,000 " 10,000 "	125,000	354,000	125,000	
10,000 " 25,000 "	157,000	423,000	157,000	
25,000 超え	197,000	492,000	197,000	

#### (ウ)非住宅部分にかかる計画認定

(円)

	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定			建築物の	
   古本種の合計( w²)	標準力	入力法	モデル	建物法	エネルギー
床面積の合計(㎡)	性能評価 機関の 審査あり	性能評価 機関の 審査なし	性能評価 機関の 審査あり	性能評価 機関の 審査なし	消費性能に 係る認定
300 以下	9,300	227,000	9,300	87,000	9,300
300 超え 1,000 以下	16,000	284,000	16,000	110,000	16,000
1,000 " 2,000 "	27,000	367,000	27,000	145,000	27,000
2, 000 " 5, 000 "	80,000	524,000	80,000	235,000	80,000
5, 000 " 10, 000 "	127,000	645,000	127,000	308,000	127,000
10, 000 " 25, 000 "	160,000	762,000	160,000	370,000	160,000
25,000 超え	200,000	870,000	200,000	434,000	200,000

※計画変更の認定手数料は、認定面積に基づく上記各表の手数料の半分となります。

(計画変更は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ可能です。)

※認定基準等に変更のない場合は、性能評価機関の審査を受ける必要は ありません。(審査を受けていない場合でも、左欄の額となります。)

※性能評価機関の審査に要する費用は、それぞれの機関にお問い合わせください。

# (2)認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合

(1)の手数料に(A)~(C)を加算した額

(A)確認審査を行う場合の加算(建築基準法施行条例第74条の4)

(円)

床面積の合計(㎡)	金額
30 以下	11,000
30 超え 100 以下	18,000
100 " 200 "	27,000
200 " 500 "	38,000
500 " 1,000 "	80,000
1,000 " 2,000 "	107,000
2,000 " 10,000 "	278,000
10,000 " 50,000 "	425,000
50,000 超え	751,000

※上記床面積の合計は次により算出します。

- 1 新築、増築、改築の場合 当該新築・増築・改築に係る部分の床面積
- 2 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合 当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の1/2
- 3 計画変更の場合 当該計画変更に係る部分の床面積の1/2 (床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

# (B) 構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算 (札幌市証明等手数料条例付表8の項、10の項)

(円)

床面積の合計(m <sup>3</sup> )	認定プログラム	その他
1,000 以下	129,000	189,000
1,000 超え 2,000 以下	160,000	240,000
2,000 " 10,000 "	171,000	261,000
10,000 " 50,000 "	203,000	313,000
50,000 超え	330,000	570,000

※上記床面積の合計は、構造計算1件ごとの床面積の合計により算出します。

#### (C)昇降機を含む場合の加算(建築基準法施行条例第74条の5)

(円)

	小荷物専用昇降機	左記以外の昇降機
1基につき	10,000	16,000
(計画変更の場合)	6,000	9,000

### (3)複数の建築物による性能向上計画の認定(法第29条第3項)

建築物それぞれについて(1)及び(2)により算定し、 それらを合計した額。

### 2 認定手数料の計算例

#### (1)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料

例1 共同住宅に係る認定

(手数料計算例)

延べ面積4,500㎡(共同住宅の住戸部分4,000㎡、共同住宅の共用部分

500㎡)の認定を申請する場合

性能評価機関の審査を受けた場合 44,000円(住戸部分) + 26,000円(共用部分) = 70,000円

性能評価機関の審査を受けていない場合(住戸の評価方法を標準計算法とした場合)

192,000円(住戸部分) + 177,000円(共用部分) = 369,000円

例2 住宅・非住宅複合建築物の全体に係る認定

(手数料計算例)

延べ面積5,500m²(共同住宅の住戸部分4,000m²、共同住宅の共用部分500m²、非住宅部分1,000m²)の複合建築物の全体を 認定申請する場合(住戸部分を標準計算法、非住宅部分をモデル建物法により計算した場合)

性能評価機関の審査を受けた場合

44,000円(住戸部分) + 26,000円(共用部分) + 16,000円(非住宅部分) = 86,000円

.....

性能評価機関の審査を受けていない場合

192,000円(住戸部分) + 177,000円(共用部分) + 110,000円(非住宅部分) = 479,000円 

# (2)建築物のエネルギー消費性能に係る認定手数料

例1 共同住宅に係る認定

(手数料計算例)

■延べ面積4,500㎡(共同住宅の住戸部分4,000㎡、共同住宅の共用部分

■500㎡)の認定を申請する場合

44,000円(住戸部分) + 26,000円(共用部分) = 70,000円

## 例2 住宅・非住宅複合建築物の全体に係る認定

(手数料計算例)

延べ面積5,500㎡(共同住宅の住戸部分4,000㎡、共同住宅の共用部分500㎡、非住宅部分1,000㎡)の複合建築物の全体を 認定申請する場合

44,000円(住戸部分) + 26,000円(共用部分) + 16,000円(非住宅部分) = 86,000円